

顔認証システムを製造・販売する企業の皆様へ

第3回 小売業向け万引防止用「推奨顔認証システム制度」について

本制度の目的

推奨顔認証システム制度は、個人情報保護法を順守し、その運用が満足できるシステムを推奨します。推奨基準では、小売業の利用者が目的に合う使い方ができるように取扱説明書の記載内容を明確に指示し、個人情報の保護に関する法律に関して「カメラ画像の利活用を行なう際に注意する点を考慮」等の記載があり、性能面では誇大性能表示にならないように測定方法を明確化することなどを決めています。

顔認証システムに必要とされるシステム性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「推奨顔認証システム」と認定することにより、メーカーは優良な顔認証システムの開発及び小売業に安心して、ご利用いただき普及促進を図る自主認定制度です。本制度により、安全なシステムの提供と運用をセールス活動に利用し、市場が拡大することを期待します。

推奨の意味

当工業会は、顔認証システムの性能が実際にシステムを使用する際、効果的、有効であるか否かの視点で「推奨」の基準を定めています。例えば、顔認証システムの基準策定の根本には以下のような考え方があります。万引抑止・犯罪抑止の対処に関する用途に「効果的に機能」するために、最低限必要とされる機能・性能・運用などに関し活用される視点で審査し、基準を満たしているシステムを「推奨」とします。

システム認定基準、運用認定基準とは

小売業向け顔認証は、システム認定基準と運用認定基準を審査する認定制度です。システム前提審査では、申請書等、申請機器の標準構成、環境試験に関する申告事項、構造・表示の申告事項と、必須事項である共通機能などをすべて満足するかを審査します。運用認定基準では、関連する法律などを鑑み、システムがその運用を満足する機能を有するか審査します。

審査費用

審査対象システムは、基本ソフトウェアが同一システムであれば費用は一システムとカウントします。バージョンアップは審査不要、但し、分析ソフトなどの基本システムについて、別の開発会社のものを使用するなどの大幅な仕様変更があった場合は再申請となります。カメラ一体型システム等でカメラが別機種などは要相談とさせていただきます。費用には認証発行費用を込む、自社カタログなどの記載利用権含まれます。

当協会会員 200,000円(税別) / 賛助会員 300,000円(税別) / 会員外 400,000円(税別)
なお、認定取得したOEM製品については、取り扱い説明の異なるものは別のものとします。

審査日スケジュール及び会場について

- (1) 申込み受付期間 2022年5月23日(月)～8月26日(金)
- (2) 試験期間 2022年9月12日(月)～9月21日(水) 提携先会場にて(所在地:千代田区)
- (3) 認定推奨システムの公式発表 2022年11月18日(金) 第2回科学保安講習会にて

具体的な審査内容

推奨顔認証システム制度審査申込まいだいた皆様には本試験のガイドラインをお送りします。そちらの試験実施内容をご確認ください。2021年度よりマスク着用試験が加わっております。

推奨顔認証システム認定制度のマーク

JEASの基準に合格したシステム機器を、「推奨顔認証システム」とし、推奨機器に添付できるシンボルマークを発行させていただきます。

推奨顔認証システム制度のマークが、安全・安心を示すシンボルマークになるように努めてまいります。

シール価格：正会員	1枚70円	(送料・税別、100枚単位)
賛助会員	1枚70円	(送料・税別、100枚単位)
会員外	1枚140円	(送料・税別、100枚単位)

本制度運営

工業会 日本万引防止システム協会 カメラ画像安全利用推進委員。



小売業向け万引防止用「推奨顔認証システム制度」審査申込書

申込年 月 日 : 2021年 月 日

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)
カメラ画像安全利用推進委員 殿

申込責任者 住所 〒

会社名

(所属及び氏名)

下記の依頼品について、推奨顔認証システム制度ガイドラインに同意して認定審査を依頼します。

記

1. 依頼品名
2. 依頼品の型 (型番、機種名、カタログ番号等)
3. 申込担当者 【審査結果の送付先となります。】

イ. 住所 〒 _____

ロ. 会社名 _____

ハ. 所属及び氏名 _____

ニ. 電話番号 _____ FAX _____ Eメール _____

ホ. 試験希望日 第1希望 月 日 () 第2希望 月 日 第3希望 月 日

4. 認定審査の費用については会員1システム20万円(税別)、賛助会員は1システム30万(税別)、会員外は1システム40万円(税別)とし、原則、試験日前にお支払いください。
5. 依頼品等に損傷又は欠如があつて、当所が依頼者にこの旨を通知したときは、申込者はすみやかに対策を講じます。
6. 当所は、審査中に依頼品に欠陥が判明し、試験を実施しても試験規格に適合する見込みがないと認められたときは、申込者に試験依頼を取り下げるように勧告します。
7. 審査当日は、機器仕様書、設置マニュアル、操作マニュアルを3部持参の上、設置対応とシステムの操作対応の人員の派遣をお願いする。
8. 着払いにて返送のこと。

(返送先)

住所	〒
会社名	
担当者 電話番号	

以下 JEAS 事務局記載

受付年月日: 年 月 ()	受付番号: No.
----------------	-----------